

第6回 ひとにやさしいまちづくりカフェ 聞き書き記録

記録：小寺岸子・鬼頭弘子

ひとにやさしいまちづくりカフェの6回目を迎えました。回を重ねて段々と、関心のある方がコアメンバーとなりつつあります。

第6回は、ひとにやさしいまちづくりネットワーク・東海の理事、星野広美さんです。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例(=ひとまち条例)ができてだいぶ経ちます。法律も整備されてきていますが、実際のまちの中は良くなっていない部分があると感じています。そこで、「ちかごろのひとにやさしいまちづくり事情」ということで、じっくりお話を聞くことにしました。

ちかごろのひとにやさしいまちづくり事情

星野広美さん

NPO 法人ひとにやさしい
まちづくりネットワーク・東海



愛知のひとまち条例が求めたもの

愛知の人にやさしい街づくり条例(=ひとまち条例)が求めたものは、「特別からフツウへ」「特定からみんなへ」。その思いがひとまち条例だった。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

<http://www.pref.aichi.jp/0000043092.html>

ノーマライゼーションという言葉が一時流行ったが、最近あまり使わなくなった。特別扱いから普通にしていく。普通にしていくと言っても、普通には、いろいろな価値基準がある。それぞれの人が普通と思うところが、それぞれ普通だとしても、総体としての普通は、だいたいあるところに落ち着く。

特定の人・ものではなく、みんな。「すべての」「あらゆる」にして行きたい。

愛知県が「人にやさしい街づくり」を考え、言葉として、使うようになってから、20年が経つ。随分と時間が経った。

この間、何が変わって、何が変わっていないのか。20年前を知っている人は、かなりよくなったという感覚を持っているだろう。20年前、金子哲三さん(20年以上前から車いすユーザーで、ひとまち条例以前を知っている)は、誰かに抱きかかえてもらえないと移動できなかった。今は自分で自由に移動ができるようになった。

しかし、残念ながらそうでない方向に向かっている部分がある。

ものは良くなっているけれど、その良くなっているものをちゃんと使っていない人たちがいる。良い電車が走っているけれど、「乗せてあげないよ」という人たちだ。良くなっているけれど、上手く使いきっていない、ということがある。

悪いものを新たに造っている人たちがいる。「新しく造るものは、ちゃんと造っていこうよ」と20年前に決めた。そうすれば、百年も経たないうちにみんな良くなる。10年、20年やっていけば世の中、だいたい良くなるだろうと思っていた。しかし、そうではなかった。新しい建物を建てるのに、悪い建物を造る人たちが出てきた。しかもそれは、10年、20年で建て替わるのではなく、百年使える建物を造るという、使えない建物が百年残る時代になってきた。

それらの、反動、逆行の流れを転換し、どう流れをいい方向に変えるか。

ひとまち条例をつくった時と同じように、改めて「権利」と「差別」を問うことにしたい。

子育てをしたことがある人に…

さてここで質問。「人混みの中で、子どもが走っていて、他人にぶつかりました。さて、親はどうするでしょうか？」

①子どもに、「大丈夫？」と聞く

②子どもに、「走っちゃいけないって言うでしょ！」と言う

③ぶつかった相手に、「大丈夫ですか？」と言う

※会場の参加者に問うたところ、回答は①②③と3等分であった

これは、社会性や関係性の問題である。①は、相手のことよりも自分の子どもを心配している。②は、自分の子どもに行動を促す。内側に向かう行動。③は、相手に向う行動。相手との位置関係がある。

多くの人は、うちの子大丈夫？、とか、走ったあなたが悪い、など、内向きに処理する。これが日本的な感覚で、「自己責任論」に繋がる。うちの子大事、ちゃんとしなくちゃ。手を離れた親が悪い。走り出した子どもが悪い。と、自己責任論にする。それはちょっと寂しい。

これは、まちづくりの場面でも同じだ。まちの中へ出ようとした時、なにかあれば、それはあなたの責任だし、外に出られないのはあなたが悪い。連れて出ない親が悪い。ということを繰り返してきた。それに、共感してしまう人たちがいる。

明日、11月3日は、文化の日

「文化の日」は、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)で決ま

っている。

文化の日は、自由と平和を愛し、文化をすすめる日、である。

1946年11月3日に、日本国憲法が公布された。日本国憲法の基本は、平和主義。憲法記念日の5月3日は、憲法が施行された日。(1947年5月3日)

日本国憲法(電子政府イーガブ)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S21/S21KE000.html>

さてここで次の質問。

最後に日本国憲法を読んだのはいつ？

※会場の参加者に問うたところ、ほとんど手が上がらなかった。

憲法なんてフツウは読まない。読まなくていい。それで過ぎていく。

憲法論議をしないといけないというのは、問題が起きているから。マズイ事態が起きているということだ。なので、気にしないで過ごせるほうがいい。

「憲法9条を変えろ」「戦争ができるようにしろ」というから、読まなくてはいけなくなる。みんな、平和憲法だと知っている。9条は、平和、戦争をしないと書いてある。それを変えたいという人がいるから、改めて考えることになる。

憲法には、「理想」と「目的」が書いてある。理想は現実と違う。当たり前だ。でも、幻想や目的は達成したいと思う。

※たまには、読んでみてもいいかなあ〜、と、ここで日本国憲法前文を読む。格調高い日本語である。

日本国憲法

『日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果

と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢^{けいたく}を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍^{さんか}が起ることのないやう^{ないやう}にすることを決意し、ここに主権が国民に存^{ぞん}することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅^{げんしゆく}な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基^{もとづ}くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅^{しょうちよく}を排除する。』

※恵沢【けいたく】恵み。恩恵。

惨禍【さんか】風水害・火事・戦争などによって起こる痛ましい災い。

詔勅【しょうちよく】旧憲法下における天皇の命令や公式の意志を伝える文書の総称。詔書・勅書・勅語の三形式がある。みことのり。

集英社国語辞典より

第1段は、「戦争したくないよ」と書いてある。「自由」「主権は国民にある」「国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来する」「その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」…代表に託して、いいところは国民が享受することになっている。

第2段は、「戦争はいやだ。」そんなことをしないように…と書いてある。

第3段・第4段は、「普遍的なもの」「責務であると信ずる」「国家の名誉にかけ」「理想と目的を達成する」という言葉が並ぶ。

戦争をしない、平和のうちに生存する権利。理想と目的を掲げて達成する、というのが、憲法の前文にある。

第三章 国民の権利及び義務

日本国憲法の第三章は、国民の権利及び義務について書いてある。

第十一条より『この憲法が国民に保障する

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。』

第十二条より『この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。』

「基本的人権」、これは、侵すことのできない永久の権利といている。憲法は理想だけれど、できれば現実に近付けたい。この基本的人権をよりどころに訴訟が起きたりする。理想だから、達成したい。

自由及び権利は、天から降ってくるのではなくて、「不断の努力」で保ち続けなければならない。それをやり続けてきているか。豊かさを享受する中、一方で脅かされている部分がある。不断の努力を続けなければいけない。

第十三条より『すべて国民は、個人として尊重される。』

第十四条より『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。』

「差別されない」には、いろいろな解釈がある。第十四条には「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」とあり、限定的に読んでしまうとそれ以外は差別していいことになる。また、例示しただけなので、どんなものにおいても差別されるのはおかしいという立場もある。これまでの裁判の判例は、後者にたっている。後者の立場に立てば、いろいろなことを理由に差別してはいけない、ということになる。

第十四条の第2項・第3項は、現在ではぴんとこないかもしれないが、明治時代に貴族制度があったため、その制度は認めないとし、勲章には特権はない、とも書かれている。基本的人権、個人として尊重、差別禁止などを理想して掲げる。

国連(=国際連合 United Nations)のレベ

ルではどうか。国連の「障害者の権利に関する条約」に関する差別議論では、権利侵害は差別である、となっている。が、それが日本では、広がらない、進まない。それを進めるには不断の努力が必要である。国会の代表者だけがするのではなくて、みんなで勝ち取るものである。

そして、人にやさしい街づくりの条例

名称は、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」である。

第一条より『すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる』『高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくり』

愛知県の人にやさしい街づくりの条例は、「すべて」「あらゆる」、どんな場合にも、ということを行っている。

民主主義社会と資本主義社会

民主主義社会では、①自由であること。②個人の積極的な社会参加が必要。③同じ人間としての繋がり。一人ひとりに主権が存在している。

それと同時に、日本は資本主義社会である。

資本主義社会では、①より良くしたい！という個人的な欲望、で動いている。すなわち、②自由競争、自己責任を基本とする市場経済である。

自由競争と言った途端に、自己責任が基本となる。それで、市場経済は元気になる、と。

しかし、市場経済の中で、元氣になれない人もいる。そのことに対して、資本主義社会というのは何も保障してはくれない。自由競争なのだから、共同して一緒に良くしていこうとはしない。そこをどうしていくのが課題である。

さて、ここからが今日の本題
今、どうなっているか？見ていきましょう

2012年5月22日にグランドオープンした、
TOKYO SKYTREE。



長〜いエスカレーター。



優先エレベーター。



シャープですねえ〜 さすがですねえ〜
日本一の設計事務所とゼネコン！



原宿表参道 bills 日本4号店が入っているビルの案内板。小さい字でなにか書いてある。



鉄板を置いて、無粋な段差処理だが、使える。



「お体の不自由な方はインターホンで係員をお呼びください」とある。なぜ、インターホンで呼ばなければいけないのか。



さすが、CHANEL。意識させない処理。



出入り口には段差がある。電話くれたら、「お手伝いしますよ」。



表参道は坂道で、道路には勾配がある。坂と店の入り口との処理が必要である。世界でも有数の、有名ブランドの旗艦店が並んでいる。CHANEL は入れるけれど、Dior も LOUIS VUITTON も EMPORIO ARMANI も入れない。「簡単に入れてやるものか」と言っているようだ。



KAWAI

KAWAI は、階段とスロープで、考えていないというか、無難なやり方。



表参道・新潟館ネスパス

表参道・新潟館ネスパスは、階段とスロープ。



TOD 'S

TOD 'S は、なぜか、スロープだったものを段差にしたようにみえる。



表参道・新潟館ネスパス

一見、つくるべきものはつくってあるようだが、看板を立て、人が立つと、この通り、使えなくなる。

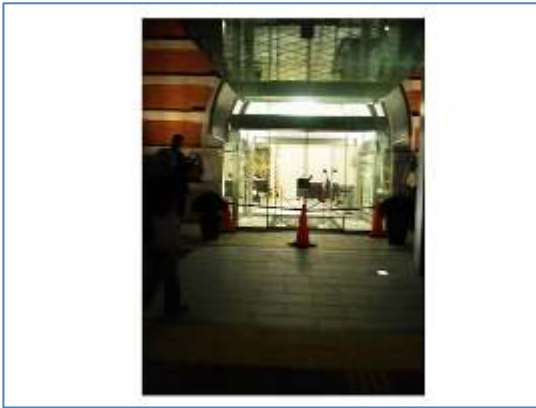


TOKYO UNION CHURCH

TOKYO UNION CHURCH は、信仰には寛容といわれているが、「裏口へ回って下さい」である。



表参道ヒルズ同潤館、ここでも「車いす、ベビーカーを利用のお客様方は、下記に電話をください。」



今年（2012年）は、長い間工事中だった東京駅がオープンした。東京駅は、復元されたドームの下が出入り口で、階段とスロープ。キャリーバッグを持った人たちが通る。

でも、スロープは、脇に追いやられ、3方から入れるのに、スロープは、1つずつだけ。

THE TOKYO STATION HOTEL のエントランスの場合は、すっきり入れる。

障害者の権利に関する条約

この20年、日本にはいろんな法律ができた。ハートビル法、交通バリアフリー法、その2つが1つになったバリアフリー新法、各県に福祉のまちづくり条例などがある。

このところ、なんとなく動くかもしれない…という感じの障害者権利条約だが、このまま成就するとは思えない。

障害者の権利に関する条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html

（仮訳文）といつまでも括弧付きの、外務省訳を読んでみよう。

第一条 目的『この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有^{きやうゆう}を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。』

※享有【きやうゆう】権利・能力などを生まれながらもっていること。集英社国語辞典より

『障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁^{しょうへき}との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。』

訳すとそのままであるが、第一条は、完全かつ平等な享有、障害者の固有の尊厳の尊重、といい、障害者とはこういう人ですよ、と示している。社会に参加できない、フツウに同じように参加できない人は、障害者であるとしている。

第二条は、「意思疎通」「言語」「障害を理由とする差別」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」の定義が示されている。合理的配慮は「過度の負担を課さない」と書かれている。

第九条1は、みんなが使うモノは、障害者も使えるようにする、と書いてある。

- (a) 建物、道路、輸送機関などのモノ
- (b) 情報などのサービス、

である。

第九条2は、

- (a) 施設・サービスの基準・指針の実施・公表・監視
- (b) 施設・サービスの利用を確保
- (c) 施設・サービスについて研修を提供
- (d) 施設・建物において点字と標識を提供
- (e) 施設・建物において支援・仲介を提供
- (f) 情報確保するための支援
- (g) インターネット利用促進
- (h) 最小限の費用で情報通信技術・情報通信システムの設計・開発・生産・分配を促進する、と書いてある。

新バリアフリー法

正式名称は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）である。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/s_hinpou/jyoubun.html

第1条は、「自立した日常生活及び社会生活を確保する」、すなわち、働いたり出かけたりするために、いろいろやる、促進を図る、と書いてある。『高齢者・障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。』。「自立した日常生活及び社会生活」を送るため、ご飯を食べるという日常生活だけではなく、世の中に出て行く、働くという社会生活を確保することだと、この法律はいつている。

第2条は、用語の定義であるが、「高齢者、障害者等」とは、『高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。』

「身体の機能上の制限を受ける者」としていつている。つまり、五体満足な人は、対象外になる。

改めて、ひとまち条例

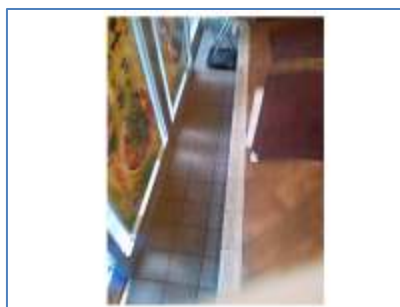
もう一度、ひとまち条例を読んでみる。

「すべての県民が個人として尊重され」「すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる」としていつている。

それでは、こういうのはどうでしょうか？

牛井屋さん。自動扉である。

入ると、なぜか1段段差がつくってある。入れてやらない、と言いつている。そのことに対して、どうするか。



関係ない、仕方がない、この程度のことなら…。その積み重ねがまちづくりを人にやさしくしてこなかった。

権利は、不斷の努力で保持しなくてはいつけない。ちゃんと食べ比べて選ぶ。これは、基本的なこと。ところが、入口の段差は、「入れてあげないよ。」という宣言である。店が客を選別していつている。

知らないうちに、権利を、権利ではないと思わされ、尊厳を失わされ、差別され、当たり前を、当たり前ではないと思わされいつている。

それはおかしい。当たり前を当たり前と言おうよ。普通のことを普通にしたいと言おうよ。それを20年間言いつ続けたけれど…いつつもの、示したスライドのような事例が、現在の状況だ。

資本主義がそうさせるのか。日本人のもとの思考がそうさせるのか。そうだともしも、それらをわかつた上で、普通にしよう、当たり前にしようという選択をする。世界では、そういう整理をしていつている。日本では、今は、そうではないことが残念。だから、変えようと思いつう。

こんなことをしたいと考えています

権利を行使しなければいけない。社会的な関わりを持たなければいけない。これまで、いろいろなことをやってきた。車いすマップをつくろうという動きは、マップづくりに人を巻き込むことで運動が成立してきた。

いろんなことを調べて世の中に知らせる、という運動をしてはどうか。

ものやことを、調べて、評価して、レポートにして、公表する。

そのためのメンバーを登録する。登録メンバーは公表される。毎月お題が出る。そのお題について、メンバーは体験して評価をレポートする。そしてその評価レポートを公表する。

登録メンバーは、直接レポートを公表する権利を持つ。非登録メンバーから評価レポートが出された場合は、そのレポートをメンバーで審査したうえで、公表属性と立場を明らかにして、評価レポートを公表する。

お題は、業種だったり（例えば、交通施設、観光施設、教育施設など）、特定のチェーン店だったり（例えば、A コンビニ店、とか、B ファストフード店、とか）、1つの建物や施設（例えば、最近できた〇〇ビル、△△公園、とか）だったり。

積み重なったら、勝手に、褒める！。

ひとまち Award。

公表ツールは、Web で、Facebook とか。

制度的には、それなりに進化してきた…はずなのだが、原宿のブランドショップのようなものが現れる。こぞって悪くなっている。そういう悪くなったモノを、仕組みをつくって変える。

…ということで、お話は、一旦、終わり、質問へ。



■ 意見、質疑に答えて ■

●人にやさしい街づくりアドバイザーになってアドバイスをはじめた時には、朝5時半に自宅に迎えの車がきて、蒲郡市から知多市に通った。知多市の朝倉駅にエレベーターが付いたら、迎えが来なくても電車に乗って一人で行けるようになった。これがサラリーマンか！？という生活だ。これが、ひとまちの成果である。苦労したことが世の中のためになる。

反面、近年は当事者のバリアフリーの活動への参加が少なくなっている。改めて声をかけて、参加する仕組みをつくる必要があると感じている。

最後の提案を聞いて、資本主義のフォローをしなければいけないと感じた。バリアフリーを淘汰させてはいけない。自分にできるところで、評価の公表をしていくプロジェクトに関わろうと思う。



(星野) 災害ユートピアという言葉が話題になったが、災害の時は、みんなが手を出す。災害時ではない、資本主義の仕組みの中で、理想を達成する。

●車いすユーザーにとっては、入口に段差があると拒否されているように感じる、と聞く。坂道に建物を建てる時には、段差の処理に工夫が必要である。設計者にとっては、やりがいのある部分ではないか。

●チェーン店、企業で培ったバリアフリーのノウハウが継承されていないと感じた。個人のノウハウの蓄積に留まっている。だから、人にやさしい街づくりの取り組みを続けていかなければいけない。



(星野) 整備指針など、マニュアルはあるけれど、現場に合わせてやりやすいようにマニュアルが変わってってしまう。常に、マニュアルをつくり直す仕組みを作っていないことが問題だ。

アメリカでは、仕様書や基準書をつくった途端に見直しに入る、3年ごとに見直す、というしくみを持っている。マニュアルが常に更新される。この見直す行為が大切である。日本には、その仕組みがない。過去の基準がいつまでも残っている。

日本中の研究者が3年ごとに討議することに意味がある。再確認するということでもいい。

日本中の県が、福祉のまちづくり条例や、人にやさしい街づくり条例をつくった。

表参道に段差がある。そのことに、東京の人々や東京都が気づかない訳がない。東京の条例にも、入口に段差をつくってはいけないと書いてあるはず。それなのに段差ができてしまっている。条例を守らない。それを許している社会がある。それは、おかしいと言わなければいけない。

著名な建築家がつくった建物というだけで評価されてしまう。

●一時、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザインが主流だった時期があったが、近年、バリアフリーデザイン、ユニバーサルデザインが主流ではなくなっている。段差がつくられてしまったり、TOTOの多目的トイレが、ただ入っているというだけ。高齢化社会への対応ではなく、競争に勝つための店舗づくりになっていると感じる。

(星野)「段差があってもしょうがない。」と言ってしまうからなのではないか。お金がないことを言い訳にしてしまう。相手の普通があるかもしれないが、こちらの普通と違う。こちらの普通を言い続けることが大切である。ルールがないがしろにされて、お金が本当にないわけではないのに、言い訳してつくらないということを許してはいけない。



一つひとつ、もう一度ちゃんと見直す必要がある。権利を保持し続けるために、「差別をしている」「差別をされている」という意識を再確認し、差別をできないようにする仕組みをつくる。

みなさん是非ご参加ください。

資料

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

障害者の権利に関する条約

和文テキスト（仮訳文） 外務省

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であつて、

様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第九条 施設及びサービスの利用可能性

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者

が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、障害者にとっての施設及びサービスの利用可能性のあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 障害者が直面している施設及びサービスの利用可能性に係る問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放された建物その他の施設において、点字の標識及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の標識を提供すること。

(e) 公衆に開放された建物その他の施設の利用可能性を容易にするための生活支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

(f) 障害者による情報の利用を確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム（インターネットを含む。）の利用を促進すること。

(h) 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

人にやさしい街づくりの推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることにかんがみ、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、人にやさしい街づくりに関する施策の基本方針を定めること等により、人にやさしい街づくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性